遺 産 分 割 協 議 書

　被相続人の最後の本籍　東京都板橋区○丁目○番地

　　　　　　最後の住所　東京都港区白金台〇丁目〇番〇号

　　　　　　　　　氏名　法務太郎

　　　　　相続開始の日　平成○年○月○日

　相続開始後亡くなった者（相続人兼被相続人）

　　　　　　最後の本籍　東京都板橋区○丁目○番地

　　　　　　　　　氏名　法務花子

　　　　　相続開始の日　令和○年○月○日

令和○年○月○日上記被相続人法務太郎の死亡により開始した相続における共同相続人全員は、被相続人の遺産を協議により下記のとおり分割する。

1. 次の不動産は法務次郎が相続する。

所　　在　　江東区塩浜○丁目

地　　番　　○番○

地　　目　　宅　　地

地　　積　　○○・○○㎡

所　　在　　江東区塩浜○丁目　○番地○

家屋番号　　○番○

種　　類　　居　　宅

構　　造　　木造スレート葺２階建

床 面 積 　　 １階　○○・○○㎡

　　　　　　　２階　○○・○○㎡

2. 次の預貯金は法務次郎が相続する。

○○銀行　両国支店　普通預金　口座番号1234567

○○銀行　浅草支店　定期預金　口座番号1234567

ゆうちょ銀行　通常貯金　記号　○○　　番号　○○○○○○

３．相続人法務次郎は、○○証券所沢支店 口座番号○○○○○○内に有する以下の有価証券を取得する。

〇〇株式会社　　株式１０００株

〇〇株式会社　　株式２０００株

国内投資信託 　　○○MRF ○○○○口

利付国庫債券　　第○○回 額面金額○○○円

４. 相続人全員は、本協議書に記載する以外の遺産については、法務次郎が取得することに同意した。

上記のとおりの協議が成立したので、この協議の成立を証明するために相続人ごとに本協議書を作成する。

令和○○年○○月○○日

埼玉県入間市高倉○丁目○番○号

相続人兼甲野花子の相続人

法務次郎　　（実印）

埼玉県東川越市富士見町○丁目○番○号

相続人兼甲野花子の相続人

法務三郎　　（実印）